

**改正**

平成28年12月28日告示第634号

平成30年5月1日告示第272号

令和元年9月20日告示第416号

始良市役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、他に定めがあるものを除くほか、市が発注する役務の提供等の業務に関する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において「役務の提供等の業務」とは、別表に掲げる業務をいう。

(入札参加資格者)

**第3条** 入札に参加することができる者は、第7条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消されている者
- (2) 第10条第2項の規定により2年間の範囲内で市長が定める期間入札に参加させないこととされている者で当該期間が終了していないもの

(資格審査の申請)

**第4条** 資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業概要書（様式第2号）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 個人にあつては、令第167条の4第1項に規定する者でないことを証する書類
- (5) 法人にあつては、申請書を提出する日の直前1事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書

- (6) 個人にあっては、直近の所得税確定申告書の写し
  - (7) 有資格職員名簿（様式第3号）及びそれを証する書類
  - (8) 入札対象業務に係る事業について許可、認可等を必要とする場合にあっては、その許可、認可等を受けていることを証する書類
  - (9) 納税証明書
    - ア 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書
    - イ 都道府県税について未納の税額がないことの証明書
    - ウ 始良市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するもの）にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納の税額がないことの証明書
  - (10) 使用印鑑届（様式第4号）
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により添付すべき書類は、市長がこれにより難いと認めるときは、これと同等とみなされる他の書類に代え、又は提出を省略することができる。
- 3 定期の資格審査の申請時期は、審査年度の前年度の11月から12月までの間で市長が別に定める期間とし、その期間は、市役所の掲示場に掲示して告示する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る入札に参加しようとするときその他市長が特に必要と認めるときは、随時とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項本文に規定する提出期間を変更することができる。この場合においては、市長は、変更後の提出期間を遅滞なく公告するものとする。

（資格審査の申請ができない者）

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 前条第1項第8号の許可、認可等を受けていない者
- (3) 資格審査の申請の日の直前の月末（以下「審査基準日」という。）現在で、営業開始後2年を経過していない者又は審査基準日以前において営業を休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 第10条の規定により入札参加資格を取り消された者で審査基準日においてその処分の日から2年を経過していないもの

(資格審査の時期)

**第6条** 定期の資格審査(第4条第3項ただし書に規定するものを除く。以下この項において同じ。)

は、平成22年度及びこれに続く2年度ごとに到来する年度(以下「審査年度」という。)に定期的に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格を認められていない者で新規に資格審査を申請したもの又は入札参加資格を認められている者で当該入札参加資格を認められている役務の提供等の業務以外の種類について新規に資格審査を申請したものについては、審査年度の翌年度であっても資格審査を行う。また、第4条第3項ただし書に規定する資格審査については、随時行うものとする。

(資格審査の実施)

**第7条** 市長は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項について資格審査を行うものとする。

(1) 経営の規模

- ア 売上高
- イ 資本金等
- ウ 職員の状況
- エ 機械、器具等の保有状況

(2) 経営の状況

- ア 経営成績
- イ 営業履歴

- 2 市長は、資格審査を行ったときは、別表に掲げる業務ごとに入札参加資格の有無を決定し、その結果を資格決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。ただし、申請時において申請を受理された者については、入札参加資格を認められたものとし、受付票(様式第6号)をもって通知書とする。

(入札参加資格の有効期間)

**第8条** 審査年度における定期の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、当該審査年度の4月1日から起算して2年間とする。

- 2 審査年度の翌年度の定期の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、当該資格審査が行われた年度の4月1日から起算して1年間とする。
- 3 随時の資格審査により入札参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から、その日後に最初に到来する審査年度の前年度の3月31日までとする。

(変更等の届出)

**第9条** 第7条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、変更等届(様式第7号)により遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第1項第8号の許可、認可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (3) 住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があつたとき。
- (4) 営業を休止し、再開し、又は廃止したとき。

(入札参加資格の取消し等)

**第10条** 市長は、第7条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者が令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至つたと判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、第7条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後2年間の範囲内で市長が定める期間入札に参加させないことがある。

- (1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であると市長が認める者
- (2) 第5条第2号に該当するに至つた者
- (3) 虚偽の申請その他不正の方法により入札参加資格を得た者
- (4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者
- (5) その他市長が市の契約の相手方として不相当であると認める者

3 市長は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、直ちに資格取消通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

(委任)

**第11条** この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加治木町用品取得に係る指名競争入札参加申請等

に関する規程（平成元年加治木町規程第2号）又は物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成6年蒲生町告示第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成28年12月28日告示第634号）

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**（平成30年5月1日告示第272号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成32年度以後の入札参加資格の定期審査以降に実施する入札参加資格審査から適用する。

（入札参加資格の有効期間の特例）

- 2 この告示の施行の際現に第2条の規定による改正前の始良市物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第5条の改正規定、第4条の規定による改正前の始良市庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第8条の改正規定、第6条の規定による改正前の始良市役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第8条の改正規定及び第8条の規定による改正前の始良市建設工事等入札参加資格審査要綱第9条の改正規定にかかわらず、入札参加資格の有効期間は、平成32年3月31日までとする。

**附 則**（令和元年9月20日告示第416号）

この告示は、告示の日から施行する。

**別表**（第2条関係）

役務の提供等の業務

1	情報処理業務
2	システム開発業務
3	コンピュータ関連保守業務
4	OA関連研修業務
5	OA機器賃貸業務
6	医療機器賃貸業務
7	車両賃貸業務
8	寝具類賃貸業務
9	中央監視制御設備賃貸業務

10	空気調和設備賃貸業務
11	広告業務
12	受付・案内業務
13	調査・測定業務
14	薬剤空中散布業務
15	旅客運送業務
16	貨物運送業務
17	給食業務
18	複写サービス業務
19	電気通信サービス業務
20	旅行業務
21	気象予報業務
22	会場設営業務
23	パーキング・メーター管理等業務
24	森林整備業務
25	その他

入札参加資格審査申請書

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

FAX番号

始良市が発注する下記の役務の提供等の業務に関する契約に係る入札参加資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

資格審査を希望する役務の提供等の業務

業務名	希望する業務	業務名	希望する業務
情報処理業務		調査・測定業務	
システム開発業務		薬剤空中散布業務	
コンピュータ関連保守業務		旅客運送業務	
OA関連研修業務		貨物運送業務	
OA機器賃貸業務		給食業務	
医療機器賃貸業務		複写サービス業務	
車両賃貸業務		電気通信サービス業務	
寝具類賃貸業務		旅行業務	
中央監視制御設備賃貸業務		気象予報業務	
空気調和設備賃貸業務		会場設営業務	
広告業務		パーキング・メーター管理等業務	
受付・案内業務			

注 資格審査を希望する業務について、「希望する業務」の欄に○印を付けてください。

様式第2号 (第4条関係)

# 営業概要書

(ふりがな)

氏名又は名称

## 1 経営の規模

売上高	業務名	決算期別	直前第2年度決算 年 月 日から 年 月 日まで		直前第1年度決算 年 月 日から 年 月 日まで		
			千円		千円		
			千円		千円		
			千円		千円		
			千円		千円		
			千円		千円		
資本金等	資本金又は元入金	千円		外国資本の割合 (出資国名)	(            %            )		
職員の状況	区分	事務営業	技術	労務工員	その他	合計	
	常 雇 用 職 員	人	人	人	人	人	
	有 資 格 職 員	人	人	人	人	人	
	臨 時 雇 員	人	人	人	人	人	
機械及び装置器具等の保有状況	機種		性能		台数	業務名	
	機 械						
	装 置						
	車 両 運 搬 具						
工 具 器 具 備 品							

2 経営の状況

経営成績		直前第2年度決算 (A)	直前第1年度決算 (B)	伸び率 ((B-A) / A)
	営業利益	千円	千円	%
	経常利益	千円	千円	%
	税引前当期利益	千円	千円	%
履歴	創業	年 月	転廃業 (休業)	年 月～ 年 月
	現組織への変更	年 月	審査基準日現在の営業年数	年 月

3 過去2か年間に於ける国又は地方公共団体との契約実績

業務名	契約年月日	契約先	契約金額
			千円

注 過去2か年間に於ける国（公団を含む。）又は地方公共団体との1件当たりの契約額が最高のものを、業務ごとに記入してください。なお、契約実績がない場合は、記入は不要です。

4 営業上の許可、認可等

業務名	許可、認可等の名称	有効期間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号 (第4条関係)



様式第4号（第4条関係）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

始良市長

殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



始良市との取引において使用する印鑑を下記のとおり届け出ます。

記

使 用 印 鑑

資格決定通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 様

始良市長



あなたから 年 月 日付けをもって提出された指名競争入札参加資格審査申請書を資格審査の結果

{ 資格があるものと決定しました }  
{ 資格がないものと決定しました } ので通知いたします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 契約の種類及び品目

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、始良市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、始良市を被告として(訴訟において始良市を代表する者は始良市長となります。)、鹿児島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起しなければならないこととされています。

様式第6号（第7条関係）

受 付 票

年度始良市役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格申請書は、下記のとおり受け付けました。

有効期限	年 月 日～	年 月 日
受付番号	受	付 日

〒899—5432

鹿児島県始良市宮島町25番地

始良市役所 工事監査課

変更等届

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所

氏名



法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

下記のとおり変更等があつたので届け出ます。

記

1 身分の変更

該当する身分	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者・破産者で復権を得ない者
身分の変更年月日	年 月 日

2 事業に必要な許可、認可等の失効又は取消し

許可、認可等の名称	
失効又は取消しの年月日	年 月 日

3 住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）の変更

変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

4 営業の休止、再開又は廃止

休止、再開又は廃止の別	
休止、再開又は廃止の年月日	年 月 日

資 格 取 消 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

始良市長



あなたは、地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に該当又は該当すると認められます。よって始良市役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第7条第1項の規定により資格を取り消しますので通知いたします。